

(別紙 1)

「笠置町総合計画」策定支援業務仕様書

1. 業務の目的

- 現行の第3次総合計画の期間終了に伴い、次期計画の策定を行う。
- 総合計画策定のほか、国の方針を踏まえ、併せて、人口ビジョンと総合戦略の改定を行う。
- 総合戦略の改定にあつては、「笠置町生涯活躍のまちづくり」を推進するための戦略を含む。

2. 業務内容

(1) 基礎調査【令和元年度】

- ・ 社会動向
- ・ 町の概況の整理・分析
- ・ 住民アンケート調査の実施
- ・ 現計画の総括（総合戦略を含む）
- ・ 課題整理と策定方針の作成

(2) 総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の改定

【令和元年度、令和2年度】

- ・ 基本構想案の作成
- ・ 人口ビジョンの検証及び見直し
- ・ 基本計画骨子と総合戦略案（「タウンプライド戦略」を含む）の作成
- ・ 基本計画案の作成

(3) 「総合計画審議会」「住民ワークショップ」「職員プロジェクト会議」等の各種会議の企画・運営支援

【令和元年度、令和2年度】

(4) 計画策定のプロモーションの実施【令和元年度、令和2年度】

- ・ デザインコントロール
- ・ キックオフイベントの実施
- ・ ニュースの発行

- ・ SNS 発信

3. 成果物の作成

(1) 業務報告書等の作成

【令和元年度】

- ・ アンケート調査結果報告書の作成

【令和元年度、令和 2 年度】

- ・ 業務報告書の作成

(2) 計画書デザインの作成

(3) 計画書本編及び概要版の作成

【令和 2 年度】

- ・ 本編の作成
- ・ 普及版の作成
- ・ ウェブ掲載用データの作成

4. その他

- (1) 受注者は、笠置町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 委託期間中、委託の範疇外の事項についても、受注者が可能な範囲で対応に努めること。
- (4) 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合、又は本仕様書に定められていない事項については、発注者と受注者がその都度協議し、発注者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (5) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本町に帰属する。